公 告 第　　７７　　号
令和 ４ 年　８月３０日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊郡山駐屯地
第３８７会計隊郡山派遣隊長　藤原　健

下記のとおり一般競争入札を実施するので、入札及び契約心得等関係事項を承知した上で参加されたい。

記

1　競争入札に付する事項

No	件　　名	規　　格	数量	単　位	履行期限	履行場所
1	Ｎｏ．１０７建物防犯設備移設工事	仕様書のとおり	1	式	令和4年12月23日	陸上自衛隊郡山駐屯地

2　競争参加するものに必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由のある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省における令和３・４年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という」。）のうち、「**電気通信工事**」「C」以上に格付けされ、東北防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）

(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が行う公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者の参加は認めない。

(6) 上記第４号のほか、別紙「指名停止の措置に関する事項」による。

3　契約条項を示す場所

陸上自衛隊郡山駐屯地　第３８７会計隊郡山派遣隊　契約班

4　入札の日時・場所

(1) 日　　時　：　令和４年　９月１２日（月）１０００

(2) 場　　所　：　陸上自衛隊郡山駐屯地　会計隊入札室（３Ｆ）

(3) 郵 便 入 札 等　：　郵便等及び入札日以前による入札は、事前に分任契約担当官の事前承認を受けるものとし、入札開始日の前日１７時００分（前日が休日又は休養日の場合は、その前日）までの平日に、本官の手元に届いたものに限り有効する。

5　保証金及び違約金

(1) 入札保証金　　免　除

ただし、落札者が契約の締結に応じない場合は,落札した金額に消費税相当額を加算した金額の１００分の５以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金　　免　除

ただし、契約者が契約を履行しない場合は契約金額の１００分の１０以上を違約金として徴収する。

6　落札の決定方法

⑴ **総品目総額**にて決定します。

ただし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵ 予定価格の範囲内の最低の価格をもって入札したものを落札者とする。ただし、同額の入札がある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

7　入札の無効

⑴ 第２項に示す競争入札に必要な資格のないものが行った入札。

⑵ 入札金額、入札者、氏名及び印影が判明し難い入札。

⑶ その他入札に関する条件に違反した入札。

⑷ 入札に付する事項に変更又は修正等が発生し、変更の公告がなされた場合において、その確認をし、変更又は修正をしていない者の入札。

⑸ 入札書に「暴力団排除に関する誓約書」に同意した旨の記載又は誓約書の提出及び「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等に同意する旨の記載がない者の入札

8　契約書作成の要否

⑴　落札者は、落札決定後遅滞なく「陸上自衛隊標準契約書」の様式に基づき、契約書を作成提出すること。また、契約成立の時期は契約書に双方が記名押印したときとする。

⑵ 契約金額は落札した金額に消費税相当額を加算した金額（１円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）とする。

9　その他

⑴ 当隊所定の「入札心得」を熟知の上参加すること。

⑵ 入札日時に遅れた者の入札は認めない。ただし、正当な理由であると官側が認めた場合に限り再度入札以降の参加が可能。

⑶ 入札参加者は資格決定通知書（写）を入札日の前日１７時００分（前日が休日又は休養日の場合は、その前日）までにＦＡＸ等により提出すること。

⑷ 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること。

⑸ 電報・電話・ＦＡＸ等による入札は認めない。

⑹ 再度入札について、郵便入札がある場合は官側が別に示す日時において実施する。郵便入札がない場合はその場で実施するので、予備の入札書を準備すること。

⑺ その他、入札及び契約事項に関する問い合わせ先

ア　入札契約に関する事項　　〒９６３－０２０１　福島県郡山市大槻町字長右ヱ門林１
陸上自衛隊郡山駐屯地　第３８７会計隊郡山派遣隊契約班　藤原（フジワラ）
ＴＥＬ　０２４－９５１－０２２５（内線３４５）ＦＡＸ（５６４）

イ　仕様書等に関する事項　　陸上自衛隊郡山駐屯地業務隊　管理科　乳井（ニュウイ）（内線３１６）

指名停止の措置に関する事項

１　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

２　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

３　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

４　第２号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1)　資本関係がある場合

次の ア 又は イ に該当する二者の場合。ただし、ア については子会社（会社法(平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イ について子会社の一方が会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）第２条第７項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア　親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2)　人的関係がある場合

次の ア 又は イ に該当する二者の場合。ただし、ア については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3)　(1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合